生衛第610号

令和２(2020)年10月19日

　保健福祉課長

医療政策課長

高齢対策課長　　　　様

こども政策課長

障害福祉課長

生活衛生課長

　　　栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間中におけるノロウイルス食中毒予防

対策の徹底について（依頼）

　このことについて、本県では、別添「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間設置要領」を定め、毎年11月１日から翌年３月31日までを実施期間として、ノロウイルス食中毒予防対策の徹底を図ることとしております。

　本年度におきましても、本要領に基づき実施して参りますので、貴課所管の給食施設を有する関係施設等への周知に御協力願います。

　なお、本要領に規定する「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」の発信の際には、改めて通知しますので、予防体制の強化につきまして、特段の御配慮をお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生活衛生課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　食品安全推進班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　028-623-3109

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　028-623-3116